

佐賀県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十二月二十五日から平成二十二年一月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄白石線	杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二 九二番四七地先から 杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二 九二番四六地先まで 杵島郡白石町大字馬洗字道祖谷三二 八九番一〇二地先から 杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二五 七七番九地先まで	平成二一・二二・二五 "